

平成25年4月から現物給与の価額の取扱いが変わります

【これまで】

本社管理※¹の適用事業所において、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、本社が所在する都道府県の価額を適用していました。



【平成25年4月1日以降】

現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、平成25年4月1日以降は、支店等が所在する※²都道府県の価額を適用します。

※¹ 本社管理とは、本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていることをいいます。

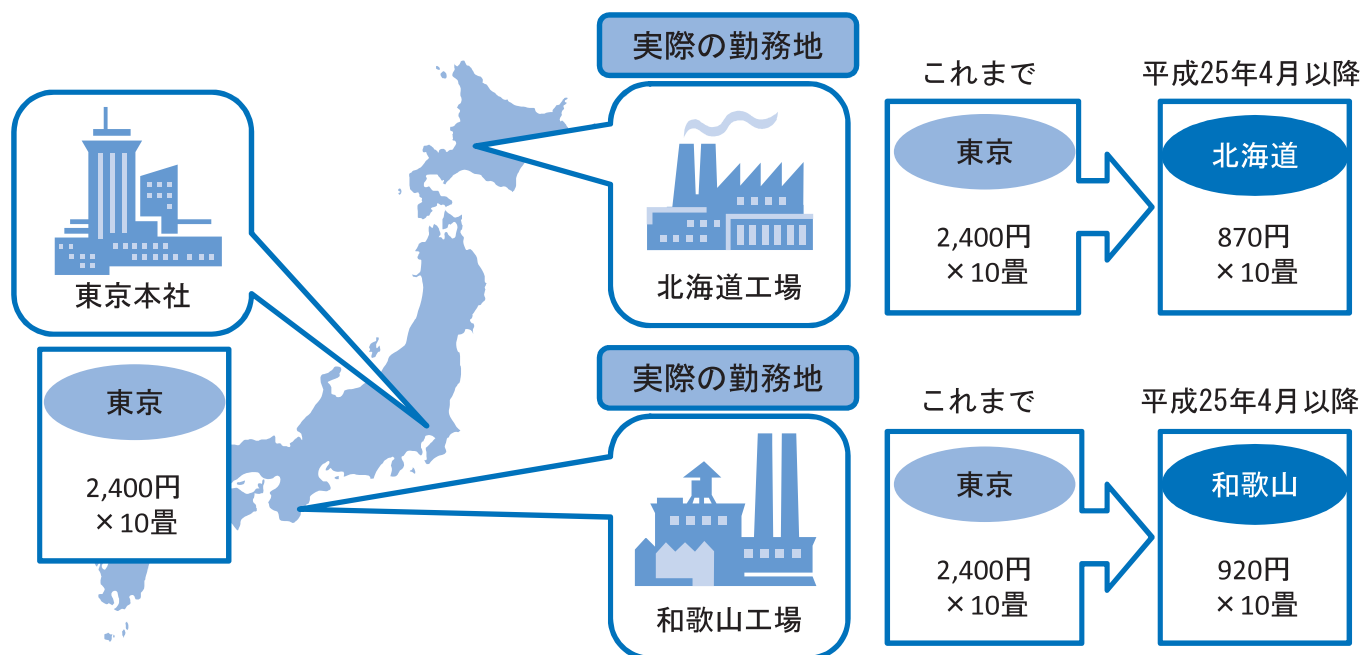
※² 派遣労働者の現物給与は、実際の勤務地(派遣先の事業所)ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額を適用します。

- ・平成25年2月4日の厚生労働省告示により改正され、同年4月1日から適用されます。
- ・この取扱いの改正につきまして、被保険者の皆様にもお知らせください。

[具体的な例]

(東京本社で本社管理されている場合)

それぞれ10畳の寮に居住している場合の
現物給与の価額(自己負担なし)



(注) 上記の取扱いの改正に伴う現物給与の額の変更は、固定的賃金の変更があったものと見なしますので、「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要となる場合があります。